指　名　停　止　措　置　の　概　要

１　指名停止措置業者名：蜂谷工業株式会社（法人番号 7260001005412）

業者の住所：岡山県岡山市北区鹿田町１－３－１６

２　指名停止措置期間：令和６年２月１９日から令和６年６月１８日まで（４か月）

３　指名停止措置の範囲：熊本防衛支局管轄区域（熊本県、宮崎県及び鹿児島県）

４　事実概要：蜂谷工業株式会社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を複数年にわたり、技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当すると認められるとして、令和５年１１月２８日、国土交通省中国地方整備局長から監督処分（営業停止４５日間）を受けた。

５　指名停止措置理由：上記については、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当する。

指名停止措置要領付表第２

措　置　要　領	期　　間
（建設業法違反行為） １３　対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から １月以上９月以内